

できるよう公民館職員の研修を行うなど、少しでも市民の利便性が図られるよう関係各課と十分協議し、具体化に向けた検討を行うよう条件を付し、非常に悩ましいが本案には賛成すると意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいま報告に対し、ご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第74号 長井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第74号の1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第74号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二厚生常任委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございます。

平成18年第5回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案5件について、審査をいたしました経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月7日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第72号 山形県後期高齢者広域連合の設立について申し上げます。

本案は、後期高齢者医療に関する広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定により提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、広域連合規約の概要について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、これまでの老人医療と県内全市町村で組織する広域連合を比較してどちらが有利になるかとの質疑がなされ、市民課長からは、国民健康保険で見ると保険税収入が減るが、老人医療への拠出金や葬祭費の減少、さらには前期高齢者医療の制度改正による財源調整により、きちんとしたシミュレーションをしないとわからないが、収入減を上回る支出減となると思われるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、どのような人が負担増になるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、75歳以上でこれまで被用者保険の扶養となっていた人が保険料を負担しなければならなくなるので負担増となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この制度が動き始める平成20年も市町村からの職員派遣となるのか、広域連合でプロパー職員を雇わないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、これまで示されてきた計画では派遣で賄うとされており、プロパー職員の雇用は当面ないと思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、議案を提出するときなど

に広域連合と各市町村で議論する場などはあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、広域連合事務局に確認したところ、各市町村との協議会のようなものは考えていないとのことであるが、国保課長会などの場で意見を述べていくことになると思うとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、事務局が国保連合会とともに山形県自治会館から移転するようであるが、現在、国保連合会が利用している場所を借りた方がよいのではないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、広域連合の支払い事務の大部分を国保連合会にお願いするので、コンピューター利用などの関係上、国保連合会と同じ場所が望ましいと聞いているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 置賜広域病院組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止し会計管理者を置く等のため、並びに総務省への規約変更許可申請に当たり、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例の設定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法における地域生活支援事業のうち日中一時支援事業に係る負担金の徴収について定めるため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、短期入所において宿泊となるものについては自立支援給付によるものとなり、利用者負担は10%と国が決めているが、日帰りについては地域生活支援事業による給付となり、利用者負担は市町村で

設定するものであるので、これを5%としたいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、障害程度区分はどのように設定されているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、障害者は1から6まで、障害児は1から3まで区分が設定されており、区分が高くなるほど障害程度が高くなるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、障害程度区分1の人が4時間以上8時間未満利用した場合の本人負担はどのように計算するのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、規則に定めたサービス単価490単位に10円を乗じ、その額に時間に応じた割合100分の50を乗じ、さらにその額に本人負担分となる100分の5を乗じることで算出され、その額は122円となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市長寿祝金の支給額を変更するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、数え年100歳の者の長寿祝金の額を10万円から1万円に変更するものである。当初予算では数え年88歳、100歳ともに1万円で計上しており、合計で201万円の予算措置がなされている。本改正条例の提案が遅くなったことをお詫びする旨の説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、現在の予算額と数え年100歳の者の長寿祝金が10万円の場合の差は幾らになるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、当初予算時は88歳188人、100歳13人を見込み、ともに1人1万円で計算し、201万円としていたが、現在は88歳175人、100歳9人で合計265万円となるので、64万円の不足にな

るとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 長井市保育所設置条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市清水保育園を長井市社会福祉協議会に移管することから、長井市保育所を廃止するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、清水保育園移管に係る経過について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、保育園の民営化に当たり保育計画が出されているが、当初から計画とずれている。計画の変更を行うのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、児童センターについては認可保育園でもなく、移管する受け皿も難しいことから計画の見直しを検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、以前示された保育職員数の見込みでは19年度の正職員の保育士は37名となっているが実際はどうかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、子育て支援センターも含めて28名であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、清水保育園が移管されたとする19年度はどのような体制になるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、28名の正職員のうち2名を清水保育園に派遣する予定であるので、実際に配置できる正職員は26名である。全体で34名の保育士が必要であるので、8名の定時補助職員が必要になるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、清水保育園に派遣するのは保育士だけか、調理師はどうなっているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、栄養士は社会福祉協議会で1名採用しているが、調理師1名は派遣を予定しているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、状況が変化しているにもかかわらず保育計画の見直しがされないことは問題だと思う。定時補助職員の問題や障害児保育の問題からも明らかなように、保育はその場その場のぎでは困る。清水保育園移管に係るアンケート結果はもっと慎重にしなければならないのではないかということを行っていると思う。したがって、長井市の保育をどういうふうにしていくのか展望の見える保育計画を立ててもらいたいと思い、今回の移管については性急過ぎるので本案に反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、当初の計画が変更され、実態にそぐわない状態のままこれを推し進めることは問題があり、実態に合うような形で計画を策定して説明がなされるべきだと思う。また、かつて定時補助職員の採用は今後しないと明言していたが、採用せざるを得ない状況になったことから、定時補助職員の身分のあり方について、過去に質疑になったようなことの蒸し返しにならないような対策を十分にとることをお願いし、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、保育計画の見直しが必要にもかかわらず見直しされなかったことは遺憾である。児童センターについては、地域に密着した児童センターが定着しており、今のままでよいとの父母の会や地域の声があるが、職員の配置計画と合わなくなってきたので、この辺も計画の中で整理することをお願いして本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第72号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、議案第72号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対する立場から討論をいたします。

この議案は、去る6月の国会で成立された医療改革法に基づいて2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療保険制度としての後期高齢者医療制度をスタートさせるため、その運営主体となる広域連合の規約をつくるというものであります。

後期高齢者医療制度は、現在の老人保健制度を廃止した上で、2008年4月から独立制度として新設するというものであります。

保険料はすべての75歳以上の高齢者から年金天引きで徴収するばかりでなく、今までは75歳以上の人には適用してこなかった滞納者に対する保険証取り上げのペナルティーをも課すというふうにしております。さらに世代間を分断させる仕掛けもあるのであります。つまり現役世代からは支援金を出す仕組みとなっているのであります。給与明細書などには保険料の内訳が示されます。現役向け医療に充てられる特定保険料の金額が明示されることになるのであります。高齢者の医療給付費がふえれば直接目に見える形で保険料にかぶさってくる仕組みにして、医療給付費を抑えようというねらいであります。

この新しい医療保険制度では、75歳以上の高齢者の心身の特性等に応じて、現役世代とは別の新たな診療報酬体系を構築するとしているの

であります。こういう仕組みにすれば医療給付費抑制という方向に力が働き、後期高齢者に対する差別医療が行われ、医療の質を低めることにつながるのではないかと心配されるのであります。

元厚生労働省老健局長の堤修三大阪大学大学院教授も、「後期高齢者という医療費のかさむ年齢層のものを一まとめにして、効率的な診療報酬によりそれらのものの総医療費を思い切って抑制するのが新制度の隠された真のねらいだ」というふうに言って、さらに、「言葉は悪いが、うば捨て山」と痛烈に批判しているのであります。

この新たな医療保険制度の運営主体となり都道府県単位で全市町村が加入するという広域連合の組織の規約がこのたびの議案となっているのであります。

広域連合は独自の議会を設置し、保険料などの条例を定めるのであります。広域連合の構成は首長と議会議長で占められ、住民が参加できる仕組みはないのであります。75歳以上の高齢者にとって切実な保険料条例や減免規定などが高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念があるのであります。せめて広域連合議会には住民による請願や条例制定の直接請求などが地方自治法で保証されており、市町村議会への報告義務、あるいは後期高齢者の意思反映の仕組み、そして情報公開の徹底を強く要望しながら反対討論とするものであります。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第72号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、

議案第72号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第73号 置賜広域病院組合規約の一部変更についてから日程第5、議案第77号 長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第73号 置賜広域病院組合規約の一部変更についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第75号 長井市域生活支援事業負担金徴収条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第75号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第77号 長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立なし)

○大沼 久議長 起立ゼロであります。よって、議案第77号は、厚生委員長報告のとおり否決と決定いたしました。

次に、日程第6、議案第81号 長井市保育所設置条例を廃止する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

○11番 高橋孝夫議員 私は、議案第81号 長井市保育所設置条例を廃止する条例の設定について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、これまで長井市で唯一公立の認可保育所として運営されてまいりました清水保育園を来年度から長井市社会福祉協議会に移管することに伴い設定される条例であります。私は、この条例設定に対して、以下3点の理由で反対いたします。

理由の第1点目は、長井市が公立の認可保育施設を持たなくなることにより保育園の責任を回避、転嫁することにあります。議案第81号を可決をした場合、長井市は県内13市のうち唯一保育所設置条例を持たない市ということになります。長井市を除く県内12市にはいずれも保育所設置条例が設置をされており、まさに行政の責任で保育行政が展開をされています。その数は酒田市15施設、鶴岡市15施設、新庄市5施設、尾花沢市9施設、村山市4施設、東根市5施設、天童市5施設、寒河江市7施設、山形市10施設、上山市4施設、南陽市3施設、米沢市3施設の合計85の認可保育所で保育行政をみずからが展開をしているということになります。しかし、長井市はそうではなくなるわけです。全国的に子育て支援策の充実が言われ、その中で行政が果たすべき役割がどんどん高まっているという今日的な状況の中で、長井市は公立保育所設置条例を廃止し、保育に対する行政の責任を転嫁しようとしているわけです。このようなことで本当によいのでしょうか。私には理解できません。求められているのは、行政が保育にきちっと責任を持って対応するという姿であると私は

+

思います。

反対理由の第2点目は、なぜ父母の声が行政に届かないかという点です。一般質問でも申し上げましたが、清水保育園の園児の父母の声は、アンケートに寄せられただけでも相当数に達しています。特に「保育園の民間移管と郵政民営化は違います」という声や「長井市はとにかく民間移管を実施したいとしか思えない」という声、あるいは「民間に移管するほどのメリットはない」とか、「移管するよりは保育のサービスを充実してほしい」、あるいは「説明会や報告書を読んでも反対する意見があっても覆されるものとは思えません」。さらに「とにかく市の先生のままだいい、もう一度考え直してください」などの声や意見はこの間、どう届けられ、検討されたのでしょうか。移管ありきという方針でしか進められない現場の苦悩が私には見えるようです。また多くの父母が、説明不足であり、わかりやすい当局の説明を求めているわけですが、これらにはどのように答えられたのでしょうか。すべての意見や声に父母の理解と納得は得られたのでしょうか。答弁では、議会での議決の後に説明会を開くとしていますが、それで説明責任が果たせるのでしょうか。むしろ議会で決まったからという言い方であきらめさせる説明にしかならないのではないかと私は感じます。こういった手法で進めれば進めるほど当局や議会に対する信頼が薄らいでいくことにつながるのではないかと心配でなりません。

反対理由の第3点目は、長井市の今後の保育をどうするのかという展望が見えてこないことです。平成15年9月に出された長井市保育施設民間委託検討委員会の中間報告によりますと、「保育士については社会福祉協議会から派遣してもらい段階的に委託をしていく」として、その具体化は平成19年度から平成45年度にわたっての委託とされています。実際は、平成17年度からはなぞの保育園が移管をされ、19年度には

清水保育園というように進んでいます。そして今後は、児童センターについても民間にと計画をされていますが、さきの一般質問に対する答弁は白紙ということでありました。私は、この中間報告が出された時点で示されている保育職員数の見込みよりも数年早く市の保育士が不足をしている事態、そして平成19年度では保育士不足を補うために定時補助職員を8名雇用しなければ運営できないという事態こそ、この間示された考え方からは大きく逸脱するものと感じます。現実的に当初の計画どおりには展開しない事態となっており、計画自体を見直していくことこそ求められていることであり、そのことなしに設置条例を廃止することなど本来あり得ないと言わざるを得ません。また、平成16年3月に示されている長井市保育計画で言う認可保育所への誘導という方向も見通しが立っていない状態です。今後の展望が不確定な中で、保育所設置条例を廃止することのみが先行するという事態はおかしなことであり、容認できません。きちっと展望と方向を示していくことこそ求められていると思います。

私は、以上のことから議案第81号には反対をするものであります。ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げます、反対の討論といたします。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第81号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第81号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。